

常磐会学園大学

令和5年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和6年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

常磐会学園大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

校是である「**和平 知天 創造**」の実現を建学の精神と捉え、これに基づく使命・目的を大学の学則において簡潔に明文化し、大学案内等の媒体で明示している。大学の学部改組を行う他、「常磐会学園大学と常磐会短期大学の有機的な統合」を計画する等、大学の置かれた現状や社会のニーズを踏まえ、必要に応じて見直しを行っている。今後計画している「常磐会学園大学と常磐会短期大学」に当たっては、理事会で検討するとともに、教職員をワークショップに参加させ意見をくみ上げる等、役員・教職員の理解・支持を得ている。「常磐会学園中期計画」を策定し、大学の使命・目的、教育目的を計画の定める将来像に反映している。加えて、具体的な重点目標を策定し、大学の使命・目的、教育目的をもとにした教育組織を整備するとともに、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映している。

「基準2. 学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定めこれを公表し、入学者選抜を適切に運用している。実習の円滑な実施に際しては、教員と職員が協働できる組織を整備するとともに、学生の教育力等を高める一助として SA(Student Assistant)を活用する等学修支援体制を整備している。教育・保育職を目指す学生のみならず、一般企業への就職を希望する学生も含めたキャリア支援体制を整備している。学修に課題のある学生や、心身の健康支援が必要な学生に対する組織を整備するとともに、独自の奨学金制度等により、学生生活への支援を行っている。教育・保育職への就職を念頭に、関連する演習室・実習室を整備する等、学生にとって快適かつ安全な教育環境を整備している。各種アンケートの結果をもとに、学修環境等に関する学生の要望をくみ上げ改善に資する体制を整備している。

「基準3. 教育課程」について

大学の校是や教育目的を踏まえた大学のディプロマ・ポリシーを定め、これに基づき単位認定基準等を適切に定め、厳正に運用している。これらの内容は、学生便覧にて明記し、学生に周知している。ディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラム・ポリシーを設定し、ホームページにて公表することで、学生に周知している。カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を編成するとともに、シラバスを整備し、履修登録単位数の上限も設定するなど単位の実質化を図っている。教養教育に必要な科目を配置して実施している。専任教員

による公開授業を実施し、これを活用しながら教授方法の改善にも組織的に取り組んでいる。三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を行っている。授業評価アンケート結果は授業担当教員や学生へフィードバックされ、これに基づいた教育内容・方法及び学修指導等の改善も行っている。

「基準 4. 教員・職員」について

学則に定めた学長の職務の遂行に当たり、一部法令を踏まえると不適切な運用状況もあったが、学長の意思決定及び教学マネジメントに必要な補佐体制・組織体制を構築しており、この遂行のために必要な職員も配置している。設置基準に基づいた専任教員数及び教授数を確保し、教員の採用等も規則に基づき実施している。FD(Faculty Development)活動は組織的な体制にて実施し、授業改善に努めている。SD(Staff Development)活動は規則に基づき運営している。教員の快適な研究環境に必要な施設・設備を整備し活用するとともに、研究倫理に関する規則を整備し、研究倫理の確立に取り組んでいる。研究活動に必要な研究費等も規則に基づき配分している。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

法人として必要となる規則を定め、経営の規律等を維持するとともに、中期的な目的を策定し、継続的な努力を行っている。学生が普通救命講習を授業内で修了する等、安全への配慮を手厚く行っている。一部に寄附行為を踏まえると不適切な法人の運営はあったが、規則に基づき理事、評議員を選任し、理事会、評議員会を配置、規則に定めた機能を果たしている。定められた内部監査が実施されていないものの、機動的な意思決定のための組織も設け、法人と大学の意思疎通を図っている。規則に基づき監事を選任し、必要な監査を行っている。収支不均衡の状態ではあるが、財務改善に係る中期的な計画を策定しており、適正な収支バランスを実現し、安定した財務基盤の確立に向けた取り組みを進めている。一部に規則に基づかない会計処理があったものの、会計処理並びに予算及び決算の処理は規則に基づき行っており、会計監査人及び監事による厳正な会計監査を実施している。

〈優れた点〉

○学生の救命・救急活動への意識が高く、毎年 AED（自動体外式除細動器）講習会に参加し、普通救命講習を授業内で行い地元消防署から修了証を受けていることは高く評価できる。

「基準 6. 内部質保証」について

諸規則に基づき、内部質保証のための方針を定め、学長を責任者とし、教職員全員が参画し自己点検・評価に関する情報を共有することが可能となる内部質保証の組織を整備するとともに、外部からの意見を取入れるための第三者評価組織も整備している。学生に対するアンケート結果や三つのポリシーに関連する大学データを収集・分析し、これを改善に向けた取り組みに活用するとともに、その内容をまとめ公表している。法令や学内規則からかい離した適切ではない運営も散見したが、三つのポリシーに関連するデータや第三者評価組織からの意見を踏まえ、事業計画の立案や教育の改善・向上に反映する等、大学全

体の PDCA サイクルの仕組みを確立し、機能している。

総じて、大学は校是である「**和平 知天 創造**」に基づき、大学の個性・特色を踏まえ、教員と学生が密にコミュニケーションを取る中で、学生が生き生き活動しながら、教育目的ののっとり能力を培うことのできる教育活動を推進している。今後は予定されている「**常磐会学園大学と常磐会短期大学の有機的な統合**」を進め、時代に即した教育活動を展開して発展されることを期待したい。

「**大学独自の基準**」として設定されている、「**基準 A.社会貢献・地域貢献（高大連携含む）**」については、**基準の概評を確認されたい。**

なお、大学が「**特記事項**」として挙げたのは以下のとおり。

1. 普通救命講習の実施

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

校是である「**和平 知天 創造**」の内容を具体的な理念として明確に示すとともに、この実現を建学の精神と捉え、これに基づき大学の教育目的や大学の学則において簡潔に文章化し、大学案内やホームページにて公表している。校是や大学の教育目的に基づいた大学の使命・目的をもとに、大学の個性・特色を「**国際社会への貢献**」「**人と人とのつながりを大切にすること**」「**学生の主体的な学びを重視すること**」とし、この内容を学生便覧やホームページで明示している。平成 11(1999)年に 4 年制大学として国際コミュニケーション学部国際コミュニケーション学科を設置、その後、法人の命題である幼児児童教育への回帰を念頭に、現在の国際こども教育学部国際こども教育学科への改組を行ったが、大学全入時代の本格化に対する備えとして、大学と併設の短期大学との有機的な統合を目指す等、必要に応じた見直しも進めている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

入学式、学位記授与式の学長式辞等で建学の精神が常に語られることその他、「常磐会学園大学と常磐会短期大学の有機的な統合」の推進につき、計画内容を理事会で検討するとともに、教職員がワークショップに参画し、ここでの議論や意見を取入れ、新しい大学名称に関する投票を行う等、積極的に取り組んでいる。校是や使命・目的の周知について、教職員や学生には教授会や履修指導を通して、高校生にはオープンキャンパスを通して行う他、理事長が書道パフォーマンスを主催し、学生自身に改めて校是を捉えさせる機会を設けている。「学校法人常磐会学園中期計画」を策定し、大学の使命・目的、教育目的を計画の定める将来像に反映し、これに基づく具体的な重点目標を策定している。大学の使命・目的、教育目的をもとに国際こども教育学部国際こども教育学科を設置するとともに、三つのポリシーにも反映している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定めこれを公表している。アドミッション・ポリシーを念頭に、大学入学試験運営委員会を組織して入学者選抜の実施方針、入学試験要項に関する事項等を検討し、総合型選抜、一般選抜等の五つの試験区分、

3 年次編入は四つの試験区分により入試を行っている。一般選抜の試験問題は、学長から委嘱された教員が作成している。

入試区分ごとの在学生の成績について比較検討し、入学者選抜方法についての妥当性の検証も行われている。入学定員を確保するための多様な広報活動への取組みとして、ホームページや SNS の活用を行っており、収容定員の充足に向け改善が進んでいる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

「拡大実習指導室会議」を開催し、指導計画の立案や、実習先との連絡調整を行っている。会議の結果は、進路実習指導部の職員が把握し、実習の円滑な実施に生かしている。全教員がオフィスアワーを設定し、学生の多様なニーズに対応できる体制を整えている。

SA を水泳や音楽などの実技科目に配置し、学生自身の教育力・指導力を高めることの一助としている。

障がいのある学生には、入学前から出身高校の支援担当者と教職員が面談し、入学後も本人や保護者から要望を聞き、合理的配慮を実施している。経済状況等で学業の継続が難しい学生には、会計課・教学課とも連携をとり、奨学金の申請を勧め、退学者を出さないよう方策を実施している。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

進路支援センターを設置し、3 人の職員とキャリアアドバイザーを配置して進路相談に応える体制を整えている。進路支援センターには、小学校・幼稚園・保育園をはじめ教育・福祉関連の施設についての情報をファイリングし、学生が常時閲覧可能な状態にしている。

また、年間を通じて進路ガイダンスを行い、キャリア支援体制を整備している。進路ガイダンスは、教員免許や保育士資格を取得し、その職に就く学生に限らず、一般企業に就職を希望する学生にも参考になる内容となっている。

資格取得に必要な学外実習の他に学外研修に関する科目を用意している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

保健センターやカウンセリングルーム「そらいろ」を設置し、心身の健康支援を行っており、学生相談室では学修支援の相談対応などを行っている。学生部、教務部等とも協働して配慮や支援ができる体制を整えている。

学生は、各自の悩みや課題に応じて相談先を選択出来るよう整備している。これらの相談先については、研究室も含め相互に連携を図る体制を取り、学生サービスや厚生補導などの支援が行われ、適切に機能している。

日本学生支援機構の奨学金の他、大学独自の制度として常磐会学園奨学金等の経済的な支援体制を整備している。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

設置基準に定める校地・校舎面積を満たすとともに、運動場や図書館等の施設・設備を整備している。全ての建物が平成 11(1999)年以降にしゅん工された建物であり、耐震基準を満たしている。演習室等、教員養成・保育士養成に関連する実習室を整備している。教育上必要となる蔵書等を備えた図書館を適切に運用している。学生が自由に活用できるパソコンを整備するとともに、学内に無線 LAN の環境を整え、教員・学生が同じ環境で学修・研究活動が行える体制としている。多目的トイレやスロープの設置など、バリアフリー対応も行っている。教育効果を踏まえ適切な教室の収容人数を設定し、履修登録人数も収容人数を上限として、教育効果を十分上げられる体制としている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

各学生に担当教員を割当て、学修面だけではなく、生活面においても指導が行き届く体制としている。「基礎演習Ⅰ」「基礎演習Ⅱ」において個別面談も実施し、学生からの要望を直接確認できるようにしている。支援が必要な学生の情報については、教授会や基礎演習担当者会議で情報共有を行っている。「キャンパスライフに関するアンケート」や授業アンケート等を通じ、学修や施設・設備等に関する要望をくみ上げ、必要に応じ改善に資する体制を整備している。「キャンパスライフに関するアンケート」の結果をまとめて学生に示している。また、各教員の授業アンケートの結果は教員のコメントとともに研究室前に一定期間掲示するなど、学生の意見をくみ上げるシステムを適切に整備している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神にのっとり大学の校是である「和平 知天 創造」や教育目的を踏まえ、大学のディプロマ・ポリシーを定め、ホームページにて公表するとともに、学生便覧や履修の手引きに記載して学生への周知に取り組んでいる。

学則などに単位認定基準、卒業認定基準を適切に定め、学生便覧に明記し、各学期のオリエンテーションで学生に周知している。

単位の認定については、初回の授業においてシラバスに記載された達成目標や成績評価の基準について説明し、試験等を行い最終的に学長が単位の認定を行っている。成績評価に疑義等がある場合は学生からの申出を受け、成績評価の公正・公平を保っている。

卒業については、科目や単位の修得状況などを確認し、最終的に学長が決定している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーに基づくカリキュラム・ポリシーを設定し、これをホームページにて公表し、学生に周知している。ディプロマ・ポリシーに基づいて重点的に身に付ける能力をシラバスに記載し、学びの到達点を明確にしたカリキュラム・ポリシーを策定しており、一貫性が認められる。カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程は、志望資格に応じて、体系的な履修が可能となっている。シラバスは必要な内容を網羅し、統一した構成で適切に整備し、履修登録単位数の上限を設定している。教養教育については、共通基礎科目として教養教育科目、情報科目、英語科目、第二外国語科目群を配置して実施している。全ての専任教員が公開授業を実施し、参観者が報告書を提出するなど授業内容・方法の充実を図り、これらの教授方法の工夫・開発は研究部が中心となり組織的に取り組んでいる。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえ、学修状況、資格取得状況、就職状況等により学修成果の点検・評価を行っている。卒業生の多くが小学校教諭・幼稚園教諭・保育士として就職しており、ディプロマ・ポリシーに基づく学修成果を得ている。各期の後半回に実施している授業評価アンケートは、その結果を授業担当教員が省察し、教育活動の現状と課題をまとめ、公表している。教員間での公開授業を年間 2 週間実施して、授業内容・方法の改善に努めている。研究部が実施する「キャンパスライフに関するアンケート」の集計結果は全教員に報告され、学生生活状況の把握を踏まえた学修指導にも役立てている。これらの点検・評価の結果は教員及び学生へフィードバックされ、教育内容・方法及び学修指導等の改善に寄与している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として学長補佐を置き、学生の懲戒手続きについて規則の整備が必要な点はあるが、教授会をはじめとする各種会議が整備され、また、「運営部会」を整備し学長主導で組織運営体制の責任と権限を明確化している。

教授会は、学長の諮問により、学則及び教授会規程に定める事項を審議し意見を述べている他、教育研究に関する重要事項のうち、学生の入学について審議が必要となる点はあったが、学長の求めに応じて意見を述べるなど、大学の意思決定及び教学マネジメントの体制を適切に構築している。

「事務組織規程」によって事務組織体系、事務分掌及び職務内容を規定し、大学の運営に必要な組織と職員の配置により機能的な業務執行に努めている。

〈改善を要する点〉

- 学生の入学について、判定会議で決定しており、教授会では審議しておらず学長に意見を述べていない点について改善を要する。
- 学生の懲戒に関する内規を定めているが、具体的な手続きについて、適切に定められていないため改善を要する。

〈参考意見〉

- 運営部会が大学における教育活動全般の統合調整を行う機能を有していることに鑑み、その権限や構成員について定める学内規則の整備が望まれる。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準に基づいた専任教員数及び教授数を確保し配置している。教員の採用、昇格・昇任は、「常磐会学園大学 専任教員選考基準」「常磐会学園大学 専任教員昇格審査委員会規程」に基づいて実施している。

FD 活動として、授業アンケート、授業力向上研修会、授業研修会及び兼任講師懇話会を実施し、授業改善や教育の工夫を検討していくために努力している。授業アンケートを実施し、その結果は授業担当教員に示され、教員は授業改善の具体的な方法のコメントを研究室前に掲示し、学生に公表している。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 活動は SD 委員会規程を定め、職員の能力開発及び資質向上を目的として運営している。外部若しくは学外研修は、新型コロナウイルス感染症が流行していた時期においても、オンライン研修に取り組む等、学内研修を補完する形で行っている。加えて、年 3 回実施している「教育研究活動の計画」全体会は、全職員が参加し、広く意見交換を行い、SD・FD 活動の検証に努めている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員は、ネットワーク環境と無線 LAN 環境が整備された個室の研究室が貸与され、適切な研究環境が有効に活用している。

研究倫理においては「常磐会学園 研究倫理規程」「常磐会学園 研究倫理委員会規程」を制定し、研究の信頼性及び公正性を確保し、社会からの信頼を確保することを教員に求めている。

研究活動を推進するため、RA(Research Assistant)制度は設けていないものの、専任教員に個人研究費と共同研究費を配分し有効に活用している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為をはじめとする法人として必要な諸規則を整え、経営の規律と誠実性の維持に努めるとともに、「常磐会学園中期計画（令和 2～6 年）」を着実に実施することで建学の精神の定着を図り、使命・目的を実現するための継続的努力の意識を維持・向上させている。

環境保全に留意し省エネルギー化などに努めている。人権は、「学校法人常磐会学園 ハラスメント防止等に関する規程」「学校法人常磐会学園 公益通報（内部通報）に関する規程」を整備して対応している。「学校法人常磐会学園 危機管理規程」「学生危機管理マニュアル」を定め、防災訓練を行い、防火・防災意識の向上に努め、安全への配慮も行っている。

教育情報及び財務情報は、法令等に基づきホームページで公表している。

〈優れた点〉

○学生の救命・救急活動への意識が高く、毎年 AED（自動体外式除細動器）講習会に参加し、普通救命講習を授業内で行い地元消防署から修了証を受けていることは高く評価できる。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的を達成するため、寄附行為に基づき、理事を適切に選任し理事会を定期的に

開催している。理事の出席状況は良好であり、法人の管理運営に関する基本事項及び重要事項の審議を行っている。基本財産の処分に関する取扱いにおいて寄附行為に基づかない不適切な点はあるものの、法人の使命・目的の達成に向けて意思決定を行い、機能している。理事長は、法人の経営における意思決定と業務執行を円滑に遂行するため、機動的な意思決定機関として「常任理事会」を設置し、日常の業務、理事会提案事項等を決定する体制を整え、大学との意思疎通を図っている。

〈改善を要する点〉

○令和 4(2022)年度に基本財産の処分が行われているが、寄附行為に基づく評議員会の諮問と理事会の議決を経ていないため、改善が必要である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人の意思決定は、理事会が寄附行為に基づく最高意思決定機関として学校法人の業務を決している。理事長は法人を代表し、法人及び教学の意思疎通と連携を図り、リーダーシップを発揮している。加えて、学長は理事となり、教授会及び運営部会を通じて教職員の提案をくみ上げる仕組みを整備し、法人と大学が相互チェックを行い各種調整及び意思決定を円滑に行っている。

監事は、寄附行為に基づき適正に選任し、理事会・評議員会に出席して意見を述べ、法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行状況について監査し監査報告書を作成している。経理規程に定めた内部監査は行われていないものの、監事による研究費の監査は行われている。評議員は、寄附行為に基づき適切に選任し、評議員会は理事長からの諮問事項について審議の上、意見を述べ、諮問機関としての機能を果たしている。

〈参考意見〉

○経理規程に基づく内部監査を実施していないため、その定めに基づき目的を達成するための適切な内部監査担当者を配置し、監査計画を立て監査を実施し、監査報告書としてまとめ理事長に提出することが望まれる。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

常磐会学園大学

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

収容定員未充足に加え支出抑制が追付いていないことから収支不均衡の状態が続いているが、「学校法人常磐会学園 経営改善計画 令和3年度～令和7年度(5ヵ年)」「学校法人常磐会学園 中期財務計画更新版(令和3年度～令和9年度)」の二つの計画により、改善に向け取り組んでいる。二つの計画には外部資金の導入として資産運用収入の増加も織込まれており、令和3(2021)年度から、理事会の承認のもとに資産運用計画を定め、本格的な資産運用を開始する等、外部資金導入の努力も行っている。令和4(2022)年度末時点で、当面の大学運営に必要な内部留保を保有しており、経営改善計画と中期財務計画の着実な履行による適正な収支バランスの実現を期待する。

〈改善を要する点〉

○安定的な学生確保による収入確保や継続的な支出抑制を行うことにより、資金収支計算における教育活動資金収支差額や事業活動収支計算における経常収支差額がプラスとなるよう改善を要する。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

法人の会計処理は、学校法人会計基準及び「学校法人常磐会学園 経理規程」などに基づき実施している。予算編成は予算編成方針に基づき実施している。会計年度終了後、私立学校法に定める会計書類を作成し、監査法人及び監事の監査を受け、理事会及び評議員会に報告している。監査は監査法人による監査が年間を通し行われ、加えて監事の監査を適正に行い、監査法人と監事のミーティングも定期的実施しており、会計監査を行う体制を整備し、厳正に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「常磐会学園大学評価規程」を定め、その中で評価の目的を「本学の教育研究活動等について、その活動の一層の活性化と質的向上を目指し、本学建学の精神の堅持と社会的使命を達成することを目的」とすることを明示している。目的の達成のために、学長を委員長とする「大学評価委員会」及び個別専門領域を担当する「専門部会」を設置する体制を整備している。専門部会が作成した「教育研究活動の計画」を「『教育研究活動の計画』全体会」において報告し、教職員全体で内容を共有するとともに、質疑応答を通じて理解を深め、実施状況を確認する体制としている。「常磐会学園大学評価規程」の定める「外部評価」を担当する組織として「常磐会学園大学 第三者評価委員会」を設置し、年 3 回の会議を開き、大学の教育活動・研究活動等に必要な事項を提言している。

〈参考意見〉

○学長を中心とした内部質保証の組織体制や責任体制を明確にすることを念頭に、「『教育研究活動の計画』全体会」の役割等を学内規則において定め、体制を整理することが望まれる。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

- 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
- 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

年 3 回開催される「『教育研究活動の計画』全体会」において 1 年間の大学における教育活動の点検・評価を行い、その結果としての自己点検・評価報告書「教育研究活動の現状と課題」を年度ごとに発行している。自己点検・評価報告書は印刷物として学内外に配布するとともに、ホームページ上でも公開している。「大学評価委員会」において現状把握のための調査・データの収集と分析を行うとともに、情報収集の機会として「授業評価アンケート」「キャンパスライフに関するアンケート」を実施している。収集されたデータを分析し、自己点検・評価報告書の中でまとめている。「授業評価アンケート」において確認できた事項について、個々の教員における改善すべき事項は個別にフィードバックする他、アンケートから共通する問題点として認識した場合には、これに基づき組織としての改善に生かしている。

6-3. 内部質保証の機能性

- 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組み

の確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーに関連する指標である卒業生の教育職員等への就職状況において現役での採用試験合格の伸び悩みがあることを踏まえ、「『教育研究活動の計画』全体会」等にて分析し採用試験対策のさまざまな改善の取組みを行う等、三つのポリシーを起点とした PDCA サイクルを適切に運用している。「常磐会学園大学 第三者評価委員会」における提言を踏まえ、大阪市立小学校での学力向上支援サポーターの案内を全学生に配付し実際に学生がサポーターとして活動する等、外部の視点を大学教育の PDCA サイクルに活用し改善に資している。私立学校法等関連法令や学内規則の内容と実際の運営状態にかい離がある等、法令等にのっとり適切な運営が求められる状況は散見したが、自己点検・評価等を踏まえた計画を立案する等、大学運営の改善・向上のための取組みを行っている。

〈改善を要する点〉

○教学マネジメントの機能性における規則に基づかない運営及び規則の不整備並びに寄附行為を順守しない法人運営があり、内部質保証の機能性に関して問題があるため、改善を要する。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会貢献・地域貢献（高大連携含む）

A-1. 社会貢献・地域貢献

A-1-① 学外における社会貢献・地域貢献

A-1-② 学内における社会貢献・地域貢献

A-2. 高大連携

A-2-① 使命目的に基づいた高大連携とその具体性

【概評】

大阪府大阪市平野区において、ボランティア活動、英語スピーチコンテストへの協力及び保育所での音楽活動が行われている。また、「常磐会教育センター」を設置し、大学の特色を生かして地域社会の学びと交流を広げる公開講座を行っている。公開講座では、大学の特色を生かして教育、子育て、幼児教育、各世代の健康教育、社会人のキャリアアップやスキルアップを図るなどのテーマを設定して地域社会との学びと交流の輪を広げることで社会貢献・地域貢献を行っている。学内外で学生の積極的な社会貢献・地域貢献活動への参画が、学生自身の成長に寄与していることは特筆できる。

常磐会学園大学

平成 23(2011)年から高大連携の組織的な取り組みが行われ、大学と高等学校との連携協定締結校は、大阪市下で現在 28 校である。高等学校の教員向けに「教育・保育の仕事を目指す高校生に対する進路指導ガイドブック」を、高校生向けに「教育・保育の仕事が分かる」の冊子を発行し、建学の精神にのっとりた高大連携の活動を推進している。大学の社会的使命として、併設する認定こども園で高校生の実習や参観の機会を設けることを組織的に取り組み、高校生の大学での学びについて理解を深めること、進学する意識の自覚を促すこと、進学動機や修学意識の明確化を図ることを目指している。また、学生の出身高校に訪問する際に学生が作成したメッセージカードを持参し、大学生生活の状況を伝えることにより、高校との交流を深めている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 普通救命講習の実施

保育・教育現場で子どもの安心・安全を確保するためには、日頃から応急手当の技術の習得が必要である。急な病気や怪我だけでなく、呼吸・心臓が止まった、出血が止まらない等の子どもの命に関わるような深刻な事故に対しても十分な知識と技術が必要である。

本学では、平成 19(2007)年度から学内で大阪市の応急手当普及員の認定を受けている専任教員の指導の下、消防庁が定める普通救命講習 I を行っている。現在は、多くの学生が実習へ参加する前の 2 年次春期に卒業必要な科目「総合演習教職 I」において、すべての学生が講習を受ける。また、普通救命講習は、2～3 年毎に再講習を受講することが求められているので、卒業前の 4 年次秋期に「教職実践演習」の時間を用いて、再度、普通救命講習を行い、知識と技術を再確認している。

講習の内容は、普通救命講習 I の主に成人を対象とした心肺蘇生法、AED の使用方法、異物除去要領、止血法などだけでなく、小児・乳児の人形モデルを用いての講習も追加しておこなっている。保育・教育現場に必要な内容も含めて、将来役立つ内容の実践をおこなっている。

より技術の向上を目指す学生のために応急手当普及員の認定を受けている専任教員が在室しているスポーツ健康相談室で、いつでも実践出来るように練習できる場所の確保をしている。また、これまでに技術向上のため応急手当普及員の認定を受けた学生も数名いる。

これまで多くの学生が講習を受けてきた成果として、本学在学中に応急手当に携わった学生がいる。その学生からは、講習を受けたことで慌てずに応急手当が出来たと報告を受けている。

普通救命講習受講人数

学年	2年次生		4年次生		合計	
	新規	再講習	新規	再講習	新規	再講習
2022年度	91	4	3	73	94	77
2021年度	98	6	3	89	101	95
2020年度	94	1	1	91	95	92
2019年度	90	0	4	106	94	106
2018年度	112	0	4	113	116	113

2022 年度 普通救命講習の様子

